

平成 2 9 年度
第 5 回新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会
資 料

＜日 時＞ 平成 3 0 年 3 月 2 0 日（火）

1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

＜場 所＞ 市役所 3 階 3 3 会議室

- 1 会次第 P 1
- 2 パブリックコメントの結果について P 2
- 3 第 7 期介護保険料改定の根拠について P 2
- 4 所得別保険料段階（第 7 期・第 6 期比較表） P 3

会 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) パブリックコメントの結果について
- (2) 新居浜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について
- (3) その他

3 閉 会

1 新居浜市高齢者福祉計画2018・介護保険事業計画（案）に対する意見募集の結果について

- (1) 意見募集期間 平成30年2月19日（月）～3月12日（月）
- (2) 意見提出人数 0人
- (3) 意見提出件数 0件

2 第7期介護保険料改定の根拠（平成30年度～平成32年度）

(1) 1号被保険者の介護保険料の月額基準額（年額）の推移

第1期1号被保険者の介護保険料の月額基準額（年額）	<u>2,875円</u> （34,500円）
第2期1号被保険者の介護保険料の月額基準額（年額）	<u>3,792円</u> （45,500円） （前期比31.9%増）
第3期1号被保険者の介護保険料の月額基準額（年額）	<u>4,583円</u> （55,000円） （前期比20.9%増）
第4期1号被保険者の介護保険料の月額基準額（年額）	<u>5,012円</u> （60,200円） （前期比9.4%増）
第5期1号被保険者の介護保険料の月額基準額（年額）	<u>6,247円</u> （75,000円） （前期比24.6%増）
第6期1号被保険者の介護保険料の月額基準額（年額）	<u>6,250円</u> （75,000円） （前期比0%増）
<u>第7期1号被保険者の介護保険料の月額基準額（年額）</u>	<u>6,294円</u> （75,600円） （前期比0.7%増）

(2) 改定の要因

- 1) 第1号被保険者の負担割合の変更（22%→23%）
⇒影響額 318円
- 2) (市)介護給付費準備基金の取り崩し（630,000,000円）
⇒影響額 △492円
- 3) サービス利用者の増加に伴う給付費の増加
⇒影響額 127円
- 4) 第7期中の施設整備に伴う給付費の増加
⇒影響額 19円
- 5) 介護報酬改定の影響
⇒影響額 72円

- ⇒影響額計 44円

所得別保険料段階（第7期・第6期比較表）

第7期				第6期			
保険料段階	対象者の内容	基準額に対する割合	年額保険料 (月額保険料)	保険料段階	対象者の内容	基準額に対する割合	年額保険料 (月額保険料)
第1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税又は世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	0.45	34,000円 (2,833円)	第1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税又は世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	0.45	33,700円 (2,808円)
第2	世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超かつ120万円以下	0.75	56,700円 (4,725円)	第2	世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超かつ120万円以下	0.75	56,200円 (4,683円)
第3	世帯全員が市町村民税非課税者で上記2段階以外	0.75	56,700円 (4,725円)	第3	世帯全員が市町村民税非課税者で上記2段階以外	0.75	56,200円 (4,683円)
第4	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	0.85	64,200円 (5,350円)	第4	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	0.85	63,700円 (5,308円)
第5	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で上記第4段階以外	1.00	75,600円 (6,300円)	第5	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で上記第4段階以外	1.00	75,000円 (6,250円)
第6	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円未満	1.20	90,700円 (7,558円)	第6	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円未満	1.20	90,000円 (7,500円)
第7	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円以上かつ200万円未満	1.25	94,500円 (7,875円)	第7	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円以上かつ190万円未満	1.25	93,700円 (7,808円)
第8	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が200万円以上かつ300万円未満	1.50	113,400円 (9,450円)	第8	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が190万円以上かつ290万円未満	1.50	112,500円 (9,375円)
第9	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が300万円以上かつ350万円未満	1.70	128,500円 (10,708円)	第9	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が290万円以上かつ350万円未満	1.70	127,500円 (10,625円)
第10	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が350万円以上かつ500万円未満	1.80	136,000円 (11,333円)	第10	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が350万円以上かつ500万円未満	1.80	135,000円 (11,250円)
第11	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が500万円以上	1.85	139,800円 (11,650円)	第11	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が500万円以上	1.85	138,700円 (11,558円)

※第1段階については、国・県・市の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」により、負担割合が0.5から0.45に軽減されます。